住所　東京都府中市武蔵台１丁目９番地１
許志倫　昭和54年10月16日生
住所　広島市西区南観音町３番４―201号
金鏞碧　昭和22年８月12日生
朴加世子　昭和28年３月17日生
住所　広島市安佐南区東原１丁目９番44―403号
金美華　昭和60年８月19日生
住所　大阪府岸和田市春木宮川町５番20号
金光春　昭和27年５月16日生
住所　大阪市生野区巽東１丁目５番27―602号
巽未奈美　平成元年５月15日生
住所　大阪市阿倍野区相生通１丁目３番30号
姜信子　昭和32年11月６日生
趙愛里　平成４年９月１日生

○外務省告示第四百五十六号

平成二十八年十一月十六日に東京で、巡視船等の贈与に関する次の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

平成二十八年十二月一日　　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とマレーシアとの間の友好関係及び経済協力を強化することを目的とした日本国のマレーシアに対する経済及び発展のための協力（巡視船の贈与を含む。）に関して日本国政府の代表者とマレーシア政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、海上における安全のためのマレーシアの能力の向上、マレーシアの経済社会開発及びマレーシア国民の福祉に寄与するため、日本国の関係法令に従い、マレーシア政府に対し、巡視船二隻並びに搭載される小型船舶五隻及び巡視船の運航に関連するその他の機材（以下「巡視船等」と総称する。）を贈与する。

2　マレーシア政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　巡視船等が、適正にかつ海上における安全のためのマレーシアの能力の向上、マレーシアの経済社会開発及びマレーシア国民の福祉のためにのみ使用されるようにし、軍事目的に使用されないようにすること。

(b)　両政府間に別段の合意がない限り、巡視船等のために又はそれに関連して必要な全ての経費を負担すること。

(c)　要請に応じ、日本国政府に対し、贈与された巡視船等に関する情報を提供すること。

(d)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、贈与された巡視船等に係る権原又は占有権がマレーシア政府の職員以外の者又は他の政府に移転されないようにすること。

3　この取極を実施するために必要な細目取決め（1の贈与についての条件を含む。）が、両政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、日本国海上保安庁とする。マレーシア政府の権限のある当局は、マレーシア海上法令執行庁とする。

4　両政府は、この取極から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

住所　大阪市住吉区苅田３丁目６番22号
郭炳栄　昭和19年10月２日生
金貞子　昭和25年10月２日生
住所　大阪府東大阪市小阪本町２丁目９番20号
宋美乃里　昭和63年５月21日生
住所　大阪府吹田市出口町22番12―411号
趙賢二　昭和43年３月13日生
住所　大阪市東淀川区豊新４丁目19番７号
朴光信　昭和28年11月２日生
任洋子　昭和30年４月30日生
朴智令　昭和56年９月16日生
朴善弘　昭和58年12月30日生
朴真弘　昭和63年８月19日生

本使は、更に、この書簡及びマレーシア政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月十六日に東京で

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　宮川眞喜雄

マレーシア海上法令執行庁長官
ダト・スリ・ハジ・アーマド・プジ・ビン・ハジ・アブ・カハル閣下

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、マレーシア政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月十六日に東京で

マレーシア海上法令執行庁長官
ダト・スリ・ハジ・アーマド・プジ・ビン・ハジ・アブ・カハル

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　宮川眞喜雄閣下

○文部科学省告示第百七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月一日

文部科学大臣　松野　博一

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金」を「国立研究開発法人科学技術振興機構設備整備費補助金」に、「医療研究開発推進事業費補助金」を「次世代科学技術研究開発機構設備整備費補助金」に、「独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構設備整備費補助金」に、「独立行政法人科学技術振興機構施設整備費補助金」を「国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費補助金」に、「独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費補助金」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費補助金」に、「政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構施設整備費補助金」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター研究設備整備費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。